

大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金 QA

令和3年2月1日時点

(空床補償分)

Q1 コロナ受入病床を確保するために、看護体制の確保・ゾーニング等によって休止にせざるを得ない**同病棟内の病床**については、医療機関の区分によらず補助の対象となるか。また、補助額については当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた単価を適用してよいか。

A1

- 医療機関の区分によらず、同病棟内の休止病床についても補助対象とします。
- (同病棟内の休止病床への補助例)
 - 【重点医療機関である特定機能病院等】 休止前の病床区分が一般病床⇒74,000 円
 - 【重点医療機関である一般病院】 休止前の病床区分が一般病床⇒71,000 円
 - 【協力医療機関】 休止前の病床区分が HCU 相当⇒211,000 円
 - 【その他の医療機関】 休止前の病床区分が ICU 相当⇒97,000 円
休止前の病床区分が酸素投与及び呼吸モニタリングなど可能な一般病床⇒41,000 円

Q2 コロナ受入病床を確保するために、看護体制の確保・ゾーニング等によって休止にせざるを得ない**他病棟の病床**については、医療機関の区分によらず補助の対象となるか。また、補助額については当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた単価を適用してよいか。

A2

- 医療機関の区分によらず、他病棟の休止病床についても補助対象とします。
- (他病棟の休止病床への補助例)
 - 【重点医療機関である特定機能病院等】 休止前の病床区分が一般病床⇒74,000 円
 - 【重点医療機関である一般病院】 休止前の病床区分が一般病床⇒71,000 円
 - 【協力医療機関】 休止前の病床区分が HCU 相当⇒211,000 円
 - 【その他の医療機関】 休止前の病床区分が ICU 相当⇒97,000 円
休止前の病床区分が酸素投与及び呼吸モニタリングなど可能な一般病床⇒41,000 円

Q3 新型コロナ患者用に確保している病床を、フェーズ毎に一般患者用として暫定運用しているが、補助対象はどのようになるのか。

A3

- 一般患者用の病床等を除いたうえで、フェーズ毎に発生した空床数を確認し、補助を行います。

Q4 感染症病床は1次募集の対象となっていなかったが、今回の事業では補助の対象となるか。

A4

- 1次募集では対象としていませんでしたが、この事業では補助対象となります。
- ただし、この事業により補助を受けた期間は、医療施設運営費等補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。医療施設運営費等補助金の交付申請に当たっては、この補助期間を差し引くこととなります。

Q5 廃止病棟等を臨時病床として活用するため、他病棟から看護体制を確保した。これにより許可病棟を閉鎖している。その場合の補助対象かどうか。

A5

- 図面等により状況を確認のうえ、補助対象とします。

Q6 地方厚生局に病棟の届出をしていない処置室等病室以外の場所を活用して、患者を受け入れているが、補助の対象となるか。

A6

- 図面等により状況を確認のうえ、相当の理由が認められる場合は補助対象とします。

Q7 他病院へ医療従事者を派遣したために、空床にせざるを得ない自院の病床については補助の対象となるか。

A7

- 補助対象外です。

Q8 新型コロナウイルス感染症患者のための病床確保要請は受けていないが、院内感染により病床を休止せざるを得なくなった。補助の対象となるか。

A8

- 本補助金は府の要請に基づき病床を確保いただいているものが補助対象となるため、要請に基づかない病床は対象となりません。
- ただし、府の受入れ要請に基づき、感染患者を引き続き入院させ治療にあたった場合は、コロナ患者の対応のために休止した病床は、その入院期間において補助対象とします。

Q9 要請文に「4月10日までに5床確保」と記載があったため、7日には5床確保していた。この要請文との確保日数の差について、補償はどうなるか。

A9

- 実際に体制等を確保していたことを確認できた場合には補償対象とします。

Q10 4月1日の説明会や府庁職員からの電話依頼等により、要請日以前から確保していた分は対象となるか。

A10

- 実際に体制等を確保していたことを確認できた場合には補償対象とします。

Q11 外来受診患者が陽性であることが判明したため、要請数以上に患者を受け入れた分は対象となるか。

A11

- 受入れ実績等が確認できた場合、同室の休止病床及び退院後の消毒に係る空床は対象となります。ただし、補助単価はその他の医療機関の単価となります。
- なお、入院患者が使用する病床については入院期間中、診療報酬で収入を得るため補償対象外となります。

Q12 重症患者を受け入れるための病床確保を要請されていたが、症状が落ち着いた患者用に独自で軽症・中等症用病床を確保した。この病床も病床確保の対象となるのか。

A12

- 独自で確保されていた病床については対象とはなりません。
- ただし、府の要請により新たな重症患者を受け入れる必要が生じ、症状の落ち着いた患者を転床し、新たに休止せざるを得ない病床が生じた場合は個別調整させていただきます。

Q13 要請数以上の患者を保健所等からの依頼により受け入れたため、要請数以上に病床を確保した分は対象となるか。

A13

- 実際に保健所等からの依頼による受け入れを行っていた事実が確認できた場合には補償対象とします。ただし、保健所へ届出を行わない患者を受け入れる病院独自の判断で継続的に確保していた分は対象外となります。

Q14 8月以降今まで確保していた病棟とは異なる病棟を専用化し、重点医療機関として患者を受け入れている。これまでも病棟単位で病床確保をしていたが、その分についての補助額は重点医療機関区分となるのか。

A14

- 重点医療機関と指定された場合、これまで確保していた病棟が重点医療機関相当である事実が確認できれば重点医療機関とみなして補助します。

Q15 8月以降今まで確保していた個室とは異なる個室を用いて、協力医療機関として患者を受け入れている。その際にはこれまでの分の補助額は協力医療機関区分となるのか。

A15

- 原則その他の医療機関区分になりますが、指定要件を満たす事実が確認できれば対応を検討します。

Q16 8月以降、重点・協力の指定は受けないが、過去は同程度の病床を確保していた。その際にはこれまでの分の補助額は重点・協力医療機関区分となるのか。

A16

- 今後重点・協力医療機関に指定されない場合には、過去の分については「その他の医療機関」扱いとなります。

Q17 病床の準備にかかる期間はどの程度まで認められるのか。

A17

- おおむね1～2週間程度を想定しています。それ以上の期間については病床ごとに診療実績がないなど事実関係を確認のうえ、検討します。
- ただし、その他の医療機関の準備期間は補助対象外となります。

Q18 府の確保要請文では、4月15日以降の要請を受けていないことになっているが、それ以前に受け入れた患者の入院が継続している間の休止病床は補償対象か。

A18

- 府の要請中に受け入れた患者に対応するため、休止病床とせざるを得ないところは補償対象となります。

Q19 入院料の区分はどのように考えてよいか。

A19

- 以下のとおりです。
- **【ICU相当】**
 - 救命救急入院料1・2・3・4
 - 特定集中治療室管理料1・2・3・4
 - 総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）
 - 総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）
 - 新生児特定集中治療室管理料1・2
 - 小児特定集中治療室管理料
- **【HCU相当】**
 - 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
 - ハ竹ケアユニット入院医療管理料1・2
- **【上記以外の病床】**
 - 上記以外の一般病床、結核病床等
- **【療養病床】**
 - 医療法上の療養病床に該当するもの
- 記載以外の入院料の区分で不明点がある場合には個別にご連絡ください。

Q20 休止病床に対する補助額は、休止前の病床区分となるのか。

A20

- お見込みのとおりです。

~~Q21 申請時に対象経費の支出予定額内訳を算出することになっているが、病床確保料とはどのように計算するのか。~~

~~A21~~

- ~~○ 医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合に得られる標準的な診療報酬単価（入院基本料以外を含む）を計上してください。~~

Q22 対象経費に記載されている委託料とはなにか。

A22

- 医療機関において、本補助金の対象となる病床に対し、国・都道府県等から委託を受けて収入を得ている場合には、様式第1号別紙3の「寄付金その他の収入額」に記載してください。

Q23 対象となる期間は4月から確保していた病床のみか。

A23

- お見込みのとおりです。
- 3月から病床確保していただいていた分については、令和元年度大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費補助金にて交付済みであることから、補助対象とはなりません。

(消毒経費分)

Q1 消毒についてはどのような場合に補助対象となるのか。

A1

- 新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるにあたって、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じて消毒等を行った場合、当該消毒等に要した額が補助対象となります。
- 補助対象となる期間は、府の要請に基づいて病床を運用している期間となります。
- したがって、本補助金については、以下のような場合は補助対象となりません。
 - ・受入病床を独自で確保している場合
 - ・外来で消毒が必要となった場合

Q2 消毒の対象範囲はどこまでが認められるのか。

A2

- 【環境表面】新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れている病棟内の稼働病床、廊下、更衣室、浴室、トイレなどが対象です。受入病棟以外の待合室、一般患者用病室、廊下などは対象外です。
- 【職員・患者】受入病棟に従事する職員・患者の手指消毒に係る経費は対象です。

Q3 消毒方法・使用量の目安はあるのか。

A3

- 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じて消毒等を行ってください。
- 例えば環境表面や手指の消毒であれば、以下のような消毒方法・使用量が補助の目安となります。

【環境表面におけるひと月あたりの例】

- ・1日あたりの運用病床数が10床
- ・1日3回消毒用エタノールを用いて病床及び廊下等の環境表面を清拭。ひと月で約70L消費
- ・ひと月あたり消毒用エタノール16L入りを4個、1L入りを6個購入

【手指消毒におけるひと月あたりの例】

- ・各病室(10床)入り口に600ml入りの手指消毒薬を配置し、ひと月で約50L消費
- ・職員(10名)に250ml入りの手指消毒薬を配布し、ひと月で約50L消費
- ・ひと月あたり手指消毒約600ml入りを83個購入、250ml入りを200個購入

※あくまで一例であり、これらの消毒方法・使用量に限定するものではありません。

Q4 消毒機器による消毒を行うために機器を購入したり、リースを受けたりした場合、補助対象となるのか。

A4

- 本補助金においては、対象外となります。

Q5 他事業で消毒経費に対する補助を受けているが、本補助金と重複することは可能か。

A5

- 補助金を重複して受けることはできません。ただし、購入した消毒経費のうち、本補助金と他事業の補助金を分けることで重複しない場合には補償対象となる場合がございます。

(例)

4月～9月の間で、消毒用エタノールを100万円分購入
うち、80万円分を他事業にて申請
20万円分が受入病棟用のため、本補助金にて申請

- 他の補助金分と一括して購入しており、明細上確認できない場合は明細書・請求書などに本補助金ごとの内訳がわかるように補記をお願いします。

(クラスター発生医療機関関係)

Q1 院内感染によりクラスターが発生した医療機関では、どのような場合に補助対象となるのか。

A1

- 保健所等の要請に基づき、病棟全体や病院全体で新型コロナウイルス感染症患者の治療を行い、実質的に重点医療機関の要件を満たす場合に、実質的な専用病棟内の空床や休止した病床について、重点医療機関に指定されたものとみなし、重点医療機関としての補助対象とします。
- ただし、以下のような場合については、重点医療機関に指定されたものとみなすことが難しいことから、補助対象とはなりません。
 - ・ 転院調整等により新型コロナウイルス感染症患者の治療を行わない場合
 - ・ 検査結果判明後に受入病院へ入院するまでの数日間のみ入院させる場合
(症状の悪化による転院は除く)
- 補助対象となる具体的な期間は、クラスターが発生した日から患者が退院基準を満たす日までの期間となります。

Q2 「重点医療機関に指定されたものとみなし」とあるが、指定通知等は送られてくるのか。

A2

- 補助の対象となる期間において、重点医療機関に指定された場合の金額を適用した補助を行うもの

であり、実際の重点医療機関としての指定は行いませんので、指定通知等は送付しません。

Q3 実質的に重点医療機関の要件を満たす場合とあるが、具体的にどのような要件なのか。

A3

- 令和2年6月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」の「別紙1」を参考としてください。
- なお、同事務連絡については、厚生労働省の以下のホームページに掲載されています。
＜自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

Q4 補助の対象範囲はどこまでが認められるのか。

A4

- 院内感染によりクラスターが発生した医療機関で、病棟や病院全体での対応を行い、実質的に重点医療機関の要件を満たすものが補助の対象となります。
- 病棟内でゾーニングを行い、看護単位を分けた上でクラスターに対応した場合は、ゾーニングを行った後の病棟単位により判断します。

Q5 病院の敷地内に所在する関連施設でクラスターが発生し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ、結果としてその病棟が重点医療機関の要件を実質的に満たすことになった。このとき、厳密には院内感染によるクラスターの発生ではないが、補助は認められるのか。

A5

- 補助対象となります。

Q6 従前から協力医療機関の指定を受けており、多床室を個室化して陽性患者等を受け入れていたが、院内感染によりクラスターが発生し、個室化を解除して同室内に複数名の患者を受け入れるなど、当該個室を含む病棟を専用病棟化して対応した。このとき、クラスター発生期間中は、重点医療機関としての補助額が適用されるのか。

A6

- 実質的に重点医療機関としての要件を満たしている期間については、重点医療機関としての補助額が適用されます。

Q7 クラスターが発生した医療機関が特定機能病院等の要件を満たしている場合は、重点医療機関である特定機能病院等としての補助額が適用されるのか。

A7

- 重点医療機関である特定機能病院等としての補助額が適用されます。